

V 期末における評価から開示まで 仮想通貨の 会計処理ポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 佐瀬 剛

企業会計基準委員会(以下、「A S B J」という)は、平成30年3月14日に実務対応報告38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)を公表した。本実務対応報告は公表日以後終了する事業年度および四半期会計期間から適用が可能となっており、12月決算会社では早期適用が可能である。

以降では本実務対応報告の内容を解説する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添える。

公表の経緯・目的

平成28年に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)により、

「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号。以下、「資金決済法」という)が改正された。仮想通貨交換業者に対して新たに登録制が導入され、平成29年4月1日の属する事業年度の翌事業年度より、仮想通貨交換業者に対しては、その財務諸表の内容について公認会計士または監査法人による財務諸表監査が義務づけられている(資金決済法63の14③・本実務対応報告20項)。

本実務対応報告は、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている(本実務対応報告22項)。

範囲

仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用が契機であったこと、および適用範囲を明確

にすることから、本実務対応報告の適用範囲を資金決済法上の仮想通貨とし、自己(自己の関係会社を含む)の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除くとされている(本実務対応報告3項、26項)。

仮想通貨の 会計処理の前提

(1) 仮想通貨の会計上の資産性の有無

仮想通貨は現時点において、私法上の位置づけが明確でなく、仮想通貨に何らかの法律上の財産権を認め得るか否かについては明らかではないものと考えられる(資金決済法において、「財産的価値」と定義されている(資金決済法2⑤一・二))とされている(本実務対応報告27項)。

仮想通貨は、法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、仮想通貨を会計上の資産として取り扱い得るとしたとされている(本実務対応報告27項)。

(2) 既存の会計基準との関係

仮想通貨については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、本実務対応報告においては、仮想通貨に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定めているとされている(本実務対応報告33項)。

仮想通貨交換業者 または仮想通貨利用者 が保有する 仮想通貨の会計処理

(1) 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

仮想通貨交換業者および仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨(仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ)について、図表1のように活発な市場(後